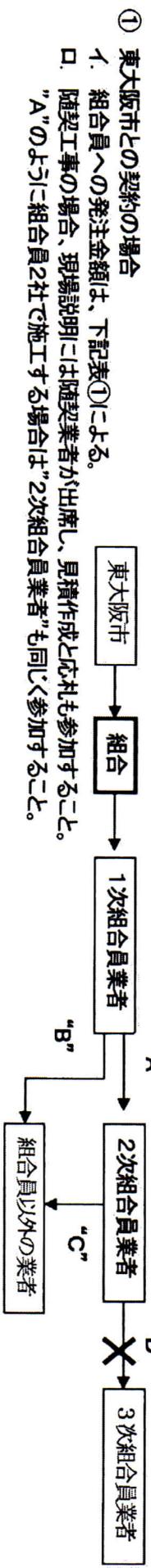


東大阪電気工事業協同組合（以下“組合”）発注工事の取り決め 〔工事発注の流れ〕



※いかなる場合も“発注の流れ”の図の“D”は禁止致します。必要ある場合は組合で協議することとします。

表①

	東大阪市と組合の契約額	1次請負業者(組合員)	2次請負業者
補修工事	(例) ￥500,000	東大阪市との契約金額の <u>20%引き</u> ￥400,000	“B” ⇒ 可 “A・C・D” ⇒ 禁止
随契工事	(例) ￥1,000,000	東大阪市との契約金額の <u>20%引き</u> ￥800,000	“A・B・C” ⇒ 可 “D” ⇒ 禁止 * 外注に出される場合は、各自でお手配をお願いします。

- ② 大阪府他諸官庁との契約の場合
- イ. 施工業者は随時理事会を開催し決定する。
 - ロ. 施工業者との契約金額は、住宅、営繕工事は、諸官庁との契約の10%引きとする。但し、道路照明工事や信号工事の場合は5%引きとします。
 - ③ 民間工事の場合は施工業者は随時理事会を開催し決定する。
 - ④ 提出書類の作成区分は、別表②による。